

令和 8 年度

資産等報告書審査意見書

令和 8 年 9 月 28 日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成１９年柳川市条例第２９号。以下「条例」という。）第９条第１項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（令和８年７月１日付け８柳総務第８２０号）により、令和８年７月３０日及び同年８月６日に審査会を開催しました。

その審査の経過及び結果は、下記のとおりです。

記

１ 審査の概要

（１）資産等報告書の提出義務者

条例第９条第１項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」及び「関連会社等報告書」）は、議員１８名、市長等３名及びそれらの配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

① 報告義務者	２１名
② 報告義務者の配偶者	１９名
合 計	４０名

（２）資産等報告書の審査状況等

① 第１回審査

日時 令和８年７月３０日（木）
午後１時３０分から午後３時まで
会場 柳川市役所柳川庁舎３階 第１会議室

② 第２回審査

日時 令和８年８月 ６日（木）
午後１時３０分から午後３時まで
会場 柳川市役所柳川庁舎３階 第１会議室

<内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にするとともに、前年の報告内容との比較対照を行いながら審査しました。

また、審査の過程において、記載内容について確認が必要となった事項については、事務局による確認等を行いました。

2 審査意見

提出された資産等報告書について審査した結果、一部に記載漏れや誤記等が認められ、訂正等が行われたものがありました。

これらについて、事務局による確認及び本人からの説明等を踏まえて審査した結果、必要な訂正等が行われていることを確認しました。

以上を踏まえ、資産等報告書については、条例の規定に基づき、概ね適正に報告されているものと認めます。

3 審査会からの要請

- (1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保並びに適正な審査に資するため、次の事項について要請します。

ア 資産報告書について

不動産については、土地及び建物の所有状況を確認し、記載漏れないよう正確に記載してください。また、有価証券については、証券会社等の名称ではなく、有価証券の種類を記載するなど、報告書の趣旨に沿って具体的に記載してください。

イ 所得報告書について

確定申告等の内容については、審査会がその適否を判断するものではありませんが、所得報告書については、関係資料との整合性を確認し、正確に記載してください。

ウ 関連会社等報告書について

配偶者に関する事項について、議員本人の関連会社等報告書には記載されている一方、配偶者の関連会社等報告書には記載されていないものが見受けられました。

同一の内容を重複して記載することとなる場合であっても、配偶者に係る報告書についても、該当する事項を記載してください。

エ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、また、各証明書類の内容と整合しているかについて、提出前に再度点検してください。

また、誤った情報が閲覧に供されることのないよう、記載誤り等に気付いた場合は、速やかに訂正等の手続を行ってください。

(2) 条例及び規則の見直しについて

関連会社等報告書（様式第5号）については、会社その他の法人に該当しない個人事業主についても記載することとなっていますので、「企業名または屋号」とするなど、個人事業でも記載できるよう、条例及び規則の見直しについて検討してください。

令和8年9月28日

柳川市政治倫理審査会

会 長	桑 原 義 浩
副会長	武 松 優
委 員	亀 寄 慶 子
委 員	北 原 晋 次
委 員	中 原 稻 美